関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

雪害対策の徹底について(通知)

標記については、平成17年12月27日付け消防災第324号「雪害対策の強化について(消防庁長官通知)」において対策に万全を期すよう通知されたところですが、各地で記録的な大雪となり、本日12時現在、雪害により亡くなられた方は82人に上っております。

これまでの降雪による記録的な積雪に加え、本日16時10分、気象庁から「西日本、東日本及び東北地方の積雪の多い地域では、15日にかけて気温が上昇するとともに雨が降るため、なだれによる災害、融雪による浸水や土砂災害の可能性が高くなる(なだれと融雪に関する全般気象情報第3号)」と発表されたこともあり、現在の被害状況(別添参考資料1、2)を踏まえた下記事項に留意し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に一層万全を期されるようお願いします。

なお、貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知徹底 いただくようご配意願います。

記

1 被害状況について

年齢別では、死者のうち55名(約67%)が65歳以上の方で、高齢者の死者が多く、原因別では除雪作業中が66名(約80%)で、なかでも屋根からの転落や屋根から落雪によるものが多く、記録的な降雪の中の除雪作業が高齢者にとって特に危険なものとなっている。

また、除雪作業以外では、屋根に降り積もった雪の重みによる<u>家屋倒壊が原因となった死者は4名ですが、全員が65歳以上の高齢者</u>であることから、<u>特に一人暮らしの高齢者宅の状況把握が重要</u>となっている。

なお、除雪車に轢かれて死亡したという事例も発生している。

2 除雪作業における対策などについて

気温の上昇や降雨などの気象条件等により、今後屋根からの落雪等の増加や、屋根の雪がさらに重くなることにより家屋倒壊の可能性があることから、特に、高齢者等の災害時要援護者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じ消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと複数による除雪作業を行うことや、除雪作業にあたっても屋根の雪下ろしの際の命綱や滑り止めの着用や軒下での作業時の落雪への注意などについて注意喚起を行うなど適切に対応すること。

また、<u>除雪車による作業には万全の注意を払うとともに、除雪作業に伴</u>う危険などについて注意喚起を行うこと。

3 なだれ等に対する適切な避難勧告等の発令・伝達について

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、なだれ、家屋の倒壊等により、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難の勧告・指示を行うこと。

また、避難の勧告・指示の伝達については、防災行政無線や消防団、自主防災組織をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。

4 避難体制について

避難路、避難場所、避難誘導方法等を定め、住民に周知しておくとともに、雪害の特性を踏まえた安全性を確保すること。

特に、<u>交通孤立時の避難を迅速に行うために、ヘリコプターの活用等を</u>含めた適切な移送手段を確保すること。

また、高齢者・障害者等の災害時要援護者については、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと迅速に避難誘導に努めるなど十分配慮すること。

5 防災体制の確立について

既に長野県、新潟県、秋田県において自衛隊の災害派遣が行われていますが、<u>他道府県においても必要に応じて自衛隊と災害派遣について緊密に</u>連携すること。

また、災害が発生した場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用など地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すること。